

令和5年度福岡市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 令和5年12月5日（火） 13時30分から14時00分まで

2 場 所 エルガーラホール7階 多目的ホール1

3 出席者

(1) 委 員	小川 浩昭	委員（会長）	石堂 高大	委員
	小野 和枝	委員	桑野 龍一	委員
	納富 幸	委員	平田 泰彦	委員
	眞鍋 博俊	委員	渡部 有紀	委員

(欠 席)	緒方 豊子	委員
	柴田 清孝	委員

(2) 事務局	総務企画局長	人事部長	労務課長	
	労務課労務係長	労務課給与制度係長		外3名

4 議事の経過

- (1) 会議の開始（会長）
- (2) 挨拶（総務企画局長）
- (3) 開催趣旨説明（人事部長）

① 審議会開催の趣旨

福岡市特別職報酬等審議会規則第2条第2項の規定に基づき、令和5年度の特別職の議員報酬等の状況について審議会に説明の上、議員報酬等の改定の必要性の有無について意見を聞くため、審議をお願いするもの。

② 前回改定以降の経緯

市長等の給料及び議員報酬の現行の水準については、平成6年2月10日の審議会答申に基づき、平成6年4月に改定したものであるが、その後、地域手当の引上げに伴う配分替えについて、平成20年12月4日の審議会答申に基づき、平成21年4月に市長等の給料の額を改定している。

- (4) 資料に基づき特別職職員の報酬等の状況を説明（労務課長）
- (5) 議員報酬等を改定する必要性の有無に関する協議
- (6) 会議の終了（会長）

5 審議の内容

(1) 議員報酬等に関する審議

① 事務局による説明

ア 特別職報酬等審議会の設置等の根拠規定等の説明

イ 特別職に支給される給与等の種類やその水準、年収等について説明

ウ 特別職の年間給与等の水準については、平成6年度から月例給の水準は据え置かれているため、変動の要因は、期末手当の支給率の増減によるものである。

なお、今年度は、期末手当を0.10月引き上げることとしている。

エ 特別職の給与等と一般職の局長級職員の給与との格差については、本年の人事委員会の勧告等を受けて、局長級職員の給与を若干引き上げることとしているが、昨年度から大きくは変わっていない。

オ 一般職の給与改定の状況については、前回議員報酬等の水準の改定を行った平成6年度から令和5年度までの給与改定率の累計は1.93%で平成6年当時と概ね均衡している。

カ 他の政令市と比較すると、本市の人口は20政令市中高い方から5番目であるが、市長の給料月額が9番目、議長の議員報酬は7番目等である。

なお、地域手当や期末手当を含めた年収ベースで比較した場合、市長は6番目、議長は8番目等となる。

キ 昨年の本審議会以降に議員報酬等の改定を行っている政令市はない。

ク 議員報酬月額総額の市民1人当たりの額は、政令市の中で6番目に低い。

ケ 本市の令和5年度の予算規模は、全会計で約2兆844億円であり、前年度より0.1%、約12億円の減となっている。

コ 本市の市債残高は、令和5年度にはピーク時から約7,000億円減少し、約1兆8,874億円となっており、市民1人当たりの市債残高もピーク時から92万円減少し、94万円となっているが、令和3年度普通会計決算における市民一人当たりの市債残高は政令市の中で6番目に大きい状況にある。

サ 本市の令和4年度普通会計決算における人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は、扶助費の増加などにより増加している。

シ 本市の令和4年度普通会計決算における歳出総額に占める人件費の割合は政令市の中で最も低い状況にある。

ス 本市の令和4年度普通会計決算における財政力指数は政令市の中で中位にある。

② 委員の意見

ア 昨年度の状況と今回の状況を比較した場合、議員報酬等の額の引上げや引下げを議論すべき大きな変化は見られない。

イ 他の政令市と比較しても、本市の特別職の議員報酬等の額について、改定が必要と言える状況ではないと考える。

ウ 物価は上昇しているが、一般職と違い、特別職の議員報酬等に生活給としての要素はなく、改定の必要はない。

③ 審議・結論

審議の結果、

ア 一般職職員の給与改定状況との均衡が保たれていること。

イ 他の政令指定都市との均衡が概ね図られていること。

などの理由により、次年度において、引き続き議員報酬等の額を据え置くことが適当であるということを結論とする。

(2) 報告の方法

今回の結論については、事務局から市長に報告する。